

■大磯町議会・新型コロナウイルス感染症対策・行動指針＜第2次＞

令和2年4月7日、内閣総理大臣により神奈川県を含む7都府県に「緊急事態宣言」が発令され、同年4月16日に対象が全都道府県に拡大されたことを受け、同年4月16日に「大磯町議会・新型コロナウイルス感染症対策・行動指針」を策定しました。

その後、同年5月25日に「緊急事態宣言」は解除されましたが、経済活動の再開等に伴い、感染者数は増加を続け、令和3年1月7日、神奈川県を含む1都3県に再び「緊急事態宣言（1月8日～2月7日）」が発令されました。また、1月13日には大阪府を含む1府6県に発令、さらに対象地域が拡大されることが想定されています。

感染拡大の抑止、議会運営の停滞の防止、ひいては住民サービスの向上を継続していくためには、大磯町議会から感染者を出さないこと、感染させないことが最大の対策であることから、次の対応について、議員及び事務局職員の行動指針＜第2次＞として定めます。

1. 感染症対策・行動指針の期間

- ・令和3年2月7日までとする。

※ただし、「緊急事態宣言」期間の延長、変更等の場合は、同期間とするが、収束に至るまで、同等の対応に努める。

2. 感染防止対策（共通事項）

- ①「三つの密」の回避！・・・「密閉空間」、「密集場所」、「密接場面」を徹底的に避ける。
- ②「感染リスクが高まる『5つの場面』」に注意！・・・「飲食を伴う懇親会等」、「大人数や長時間に及ぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」、「居場所の切り替わり」に十分注意する。
- ③新しい生活様式！・・・「身体的距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」ほか
- ④その他、国・県の対処方針に基づく行動とする。

3. 議会活動

- ・不要不急の会議、行政視察及び行事等は、原則、延期又は中止とする。
- ・議員及び職員間の連絡等は、可能な限り電話・電子メール等で行う。

4. 委員会・会議等の対応

- ・会議の開催にあっては、各議員等が一定の距離を保てるよう座席を配置する。
- ・委員会、協議会等の会議は、出席者の状況に応じて、本会議場の使用に努める。
- ・窓、ドア等の開放等、定期的な換気に努める。

- ・会議時間の短縮及び円滑な進行に努める。
- ・原則として、マスクを着用する。
- ・休憩時等の飲食の際は、「三密」を避け、飛沫防止に十分配慮する。
- ・一般傍聴の自粛を求める。特に要望がある場合は、マスクの着用、アルコール消毒、検温等の対応を求める。

5. 議会登庁時の対応

- ・マスクの着用、手指のアルコール消毒、検温の実施
- ・発熱、倦怠感等、体調がすぐれない場合は登庁を控える。

6. 議員活動

- ・不特定多数の参加が見込まれる会合等への参加自粛
- ・握手の自粛
- ・多人数との会食の自粛
- ・緊急事態に備え、確実に連絡がとれる体制に努める。
- ・やむを得ず県外など遠方に出向く場合は、緊急招集に対応できる体制に努めるとともに、事務局に報告する。

7. 健康管理

- ・検温、マスクの着用、手洗い、うがい、咳エチケットの実施
- ・不要不急の外出の自粛
- ・室内のこまめな換気

8. 体調不良または感染時の対応

- ・発熱、咳、倦怠感、吐き気、下痢、嗅覚・味覚異常等の症状がある場合
自宅待機とし、医療機関に相談しその指示に従う。また、事務局に報告する。
- ・感染が確認された場合
医師及び平塚保健福祉事務所（以下、「保健所」）の指導に従い行動し、事務局に報告する。

※同居の親族に上記の症状がある場合も同様の対応とする。

※保健所により、濃厚接触者として自宅待機等を指導される場合がある。また、感染した場合に備え、過去2週間程度の行動記録を準備しておく。

9. 事務局の対応

- ・通常時）室内の換気、マスクの着用、ドアノブ等の消毒を定期的に行う。
- ・議員及び職員の感染時）大磯町危機管理対策本部策定の「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に準じて、町危機管理課等への報告、施設内の消毒、保健所の指示事項への対応をする。